感企第４１４５号

令和４年１月１４日

障がい者支援施設等管理者・施設長　様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症感染拡大時の施設等におけるご対応について

　日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　大阪府では、令和３年12月にオミクロン株の市中感染が報告されて以降、新型コロナウイルス感染症がこれまでに類を見ない速度で感染拡大しております。

　また、既にオミクロン株への置き換わりが起こっていることから、今後も急速な感染拡大が続くことが予想され、入院による治療を必要とする人の急激な増加や軽症・中等症の入院医療体制の急速なひっ迫が想定されます。

　つきましては、貴施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した際の入所者等の重症化を防ぐため、また、新型コロナウイルス感染症患者が適切な治療を円滑に受けられる医療体制を維持するため、下記のことについて、ご協力をお願いいたします。

　これまでも多大なご協力をいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の新たな局面を乗り越えるため、改めてお願い申し上げます。

記

１　感染拡大防止の支援について

施設内で新型コロナウイルスの陽性者が判明した場合の感染対策について、専門職によるゾーニングやその他の感染対策の助言が可能です。保健所と情報共有した上で対応させていただきますので、必要時にご相談をお願いいたします。

　　なお、日常的な感染症予防対策については、感染症に詳しい看護師への相談事業（受付期間：令和４年３月25日（金曜日）まで）を実施しています。また、有症状者が発生した際は高齢者施設等「スマホ検査センター」をご活用ください。

　　（参考）社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談（感染症予防対策）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronahelpine_for_sw/index.html>

（参考）高齢者施設等「スマホ検査センター」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

２　３回目ワクチン接種の速やかな実施について

　　これまでの研究結果において、２回のワクチン接種による重症化予防効果は比較的高く保たれていると報告されており、大阪府の第五波においても、患者数に比して重症者数は著しく減少しました。一方で、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性が低下することが報告されています。

　　先般、国より「原則8か月以上」とする接種間隔を「6か月以上」に短縮することが認められる対象者として、「高齢者が入所・居住する障がい者支援施設等（※１）の入所者等及び従事者」が示されたところです。

　　貴施設におかれましては、接種体制の確保や接種意向の確認等、施設所在地市町村及び連携医療機関等（※２）と連携し、対象者のうち希望される方への速やかな接種に向けて可能な限りご協力いただきますようお願いします。

※１　高齢者が入所・居住する障がい者支援施設等の入所者等及び従事者

障がい者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練、重度障がい者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）及び福祉ホームが含まれます。

　　※２ 連携医療機関等：同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設が平時に連携している医療機関（貴施設の配置医師による投与を含む）。

３　施設での療養体制の確保について

　　患者への治療機会を最大限確保するため、重症度分類が中等症以上、または、65歳以上の高齢者及び重症化リスクがあり発熱が続くなどの症状がある方（外来等で初期治療や経過観察が可能な患者を除く）等を入院対象とすることとしました（令和４年１月７日大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会で同意。なお、今後の状況に応じて随時運用を見直すことがあります。）。

そのため、障がい者支援施設等の入所者等にあっては、無症状の方等（外来等で初期治療や経過観察が可能な方も含む）の場合は原則として施設での療養（※１）が求められることとなるため、その際、施設内の感染対策の徹底に加え、施設での健康観察や往診・外来による抗体治療等（※２）が適切に実施できるよう、体制整備をお願いいたします。

※１　施設での療養については、保健所にご相談ください。

（参考）「府における入院・療養の考え方」（大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会での協議事項）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/37375/00415279/siryo1.pdf>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00415304/3-2-0107-new.pdf>

※２　往診・外来による抗体治療については、以下の資料をご参照ください。

（参考）大阪府ホームページ「抗体治療医療機関受診について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/fumin_koutai.html>

　（参考）「自宅療養者への支援強化について～自宅療養者向け診療・相談等フローチャート」（別添参照）

【問合せ先】

・「感染拡大防止の支援」に関すること（発生時の専門職による助言等）

感染症対策企画課 個別事象対応グループ　電話：06-6944-9157（直通）

（※陽性患者発生時の対応は、各管轄保健所に連絡ください。）

・「障がい者支援施設等における指導」に関すること

生活基盤推進課 指定・指導グループ　電話：06-6944-6696（直通）

・「感染予防にかかる看護師への相談事業」「スマホ検査センター」に関すること

　　　地域福祉課 企画推進グループ　電話：06-6944-6657（直通）

・「３回目ワクチン接種」に関すること

ワクチン接種推進課 市町村支援グループ　電話：06-4397-3542（直通）

・「患者の入院・療養」に関すること

　　　各管轄保健所にご連絡ください

・「抗体治療医療機関（往診、診療所外来）」に関すること

　　　感染症対策支援課 病院支援第一グループ　電話：06-4397-3243（直通）

・「抗体治療医療機関（病院外来）」に関すること

　　　保健医療企画課 計画推進グループ　電話：06-6944-6028（直通）